

ある刑事事件の供述資料における
作成者同一性の心理学的検討

森 直 久

要 約

広島県で起こったある強盗殺人事件の被告人に関して、弁護士から心理学鑑定を要請された。被告人が容疑を認める発言をした上申書に、被告人以外の者の手が加えられている可能性について検討してほしいとの内容であった。勾留中に同人がつけていた日記との対照を通じて、両文書の著者の同一性を吟味することにした。両文書について、定量的分析と定性的分析を施した。前者はひとつの「文」を構成する文節数の分布の、そして後者は「文体」の比較である。定性的分析の結果、両文書の文節数の分布は平均で4文節離れており、分布の重複は20%に過ぎないことが明らかとなった。また「日記」の定性的分析から明らかとなった、被告人に特徴的な5つの「文体」のうち、「理由の表現」と「false start 文」について両文書間に差異が認められた。残りの三つの文体、「行為主体の交代の不明示」「表現の反復」「敬語の不適切な使用」には差異が見られなかった、あるいは上申書では用いられていなかった。しかし著者の同一性を支持する証拠も得られなかった。これらの分析結果から、両文書の作者を同一であるとみなすことの危険性が主張された。

キーワード： 刑事事件、心理学鑑定、文体

平成5年12月20日、あるフェリー会社に勤務する甲板長Yが行方不明となり、明けて平成6年1月4日、広島港から水死体で発見された。翌日1月5日、Yの同僚であるFが強盗殺人の容疑で逮捕された。FがYの預金目当てにYを殺害し、預金を引き下ろしたとの容疑である。これは通称、広島港フェリー甲板長事件と呼ばれている。逮捕直後、広島南警察署長宛の上申書において、Fは自らの犯行を認める供述を行なっている。しかしその一方で、勾留期間中につけていた日記においてFは、自らの犯行を一貫して否定し続け、加えて、取調中の自白は刑事に強要されたものであることを繰り返し訴えていた。

本件被告人Fの弁護士は、上申書にはF以外の者の手が加えられているとの疑念を持ち、この可能性を心理学的に鑑定する要請を、筆者に対して行なった。Fが勾留中につけていた日記を対照材料として、上申書との文体上の差異という視点から筆者は検討を進め、鑑定書を作成した。本論文は、この鑑定書の一部を、弁護士の許可を得て公刊したものである。

[分析に用いられる資料]

本論文が分析資料とするのは次のものである。①平成6年1月5日付上申書二通 ②被告人Fによる勾留中の「日記」。

②については、資料として留意しておくべき点がある。被告人は勾留中、平成6年1月4日から26日に至るまで毎日、日記をつけていたとされている。しかしこの日記は、宅下げの不手際により被告人の父親が廃棄(焼失)してしまったという。本意見書で資料とするのは、焼失した日記の内容について、後日被告人が記憶を呼び戻しながら作成した文書である。本論文では、この文書を「日記」と表記し、被告人が勾留中つけていた日記と区別する。

「日記」は勾留中の出来事に関する被告人の回想に基づいており、時間経過による記憶の変容や消失が懸念される。そこで本研究は、書かれた内容からではなく、その文体上の特性から、「日記」と上申書を比較することとする。よって被告人が独力で作成したことが保証されている限り、「日記」を資料とし、上申書との比較を行なうことには何ら問題がないと考える。

[本論文の立場と指針]

本論文は、二種の文書について、その定量的側面と定性的側面について比較吟味するものである。

本論文における定量的分析とは、上申書と「日記」双方から計量可能な指標を採取し、比較することで、両文書が同一作者によるものと言い得るかどうかを吟味する方法である。

一方定性的分析とは、文書における表現方法、表現形式に着目し、文書作成が独力で行なわれたものか、複数の者の関与が疑われるのかを吟味する試みである。自白や目撃証言の信用性の基準を、供述の「文体」に求めようという動きがある(原, 1996; 高木, 1996; 原・高木・松島, 1997; 松島, 1998; 森, 近刊)。「文体」とは供述の内容ではなく、文書や発話の構文、文の構成、文間の接続様式など、いわば供述の語られ方である。供述の内容が二次情報や、取調官の意図せざる誘導や要約、解釈、供述者の作話能力などに大きく影響を受けるがゆえに、信用性の基準として採用するには大きな危険が伴う。そこで「文体」に着目した信用性判断が考案された。原(1996)、原・高木・松島(1997)、松島(1998)は、ある刑事事件の被告人の公判供述を精査するなかで、被告人が実際に体験したことが確実な出来事を述べ立てる箇所と、犯行行為を記述する箇所とで、被告人の「文体」が異なることを発見し、被告人の犯行体験の不在を主張した。

本論文も「文体」という視点から検討を行なう。「日記」において被告人は、被害者とされているYの殺害を全面的に否認している。また上申書や調書が、刑事による「下書き」によるものであること、被告人が何も言っても「刑事の思いつくままにでき上がっていく」ことを記している。さらに上申書や調書の署名、捺印が、刑事の強制によるものであることを

記している。対して上申書では、Yの殺害に関与した旨、殺害動機、殺害方法などが、簡略ではあるが述べ立てられている。上申書も「日記」も被告人が独力で作成したものと言い得るかどうかわからない。すなわち二つの文書の作者の同一性の問題について、以下では次のような方針のもと吟味が行なわれる。「日記」は被告人が独力で作成したものであることを前提とし、「日記」上に現われた被告人の「文体」を同定する。そして被告人の「文体」を上申書の「文体」と比較する。両文書の「文体」が一致していない場合、あるいは被告人に特徴的な「文体」が上申書に発見できない場合、そのような「文体」の非同一性を生み出した原因の存在が疑われる。被告人が「日記」で主張するように、上申書が刑事の「下書き」に基づくのであれば、そこに被告人に特徴的な「文体」以外の「文体」が混入するであろうし、被告人に特徴的な「文体」が発見できない事態が生じるであろう。

【資料の予備分析と表記について】

「日記」については、日付ごとの文章を「文」に分けた。「日記」には句読点がほとんどないが、終止形で完了している箇所には分析者が句点をつけ、句点で区切られる範囲を「文」とした。ただし、他者の発言が引用されている場合は、リードの部分が終止形で完了していても、引用を含んだ文が完了するまでを一つの「文」とした(凡例1を参照)。

凡例1)

そしたら刑事はこう言いました「何がそんなに悲しんならYさんを殺してないのなら平気なはずでYさんを殺しているからこそ悲しんじやろが」と言ます

また、問答形式で記述されている部分は、問いと回答をペアにして一つの「文」とした(凡例2参照)。

凡例2)

① Yさんがいしよめいたものはなかったか 答え ありませんでした

以下で「日記」の部分の表記には、日付と「文」の順番を用い、次のように記すこととする。たとえば「1/4・1」は『1月4日付の「日記」で1番目の「文」である』ことを意味する。上申書については、まず二通の上申書を「上申書A」「上申書B」に区別する。前者は、Y殺害の肯定、殺害動機、犯行行為などが記されたものである。後者は、Yの所持品を隠した場所などが言及されているものである。上申書A、Bについても「日記」と同様に「文」に分けた。以下で上申書の部分の表記には、A、Bの区別と「文」の順番を用い、次のように記すこととする。たとえば「上A・1」は、『上申書Aの1番目の「文」である』ことを示す。

【上申書と「日記」で比較すべき点 一定量的分析】

まず上申書と「日記」を定量的に比較してみる。

最初に、上申書と「日記」の各「文」が、いくつの文節から構成されているかが計量された。

縦軸に生起確率を、横軸に文節数を配置した分布図を図1に示した。縦軸に生起確率をとることによって、総頻度の違いに影響されることなく、「日記」と上申書で分布形を比較することができる。「文」を構成する文節数の平均は、「日記」で7.50、上申書で11.73であった。標準偏差はそれぞれ4.76、4.55であった。「日記」と上申書の間の差は4.23文節で、標準偏差約一つ分の差である。両分布が正規で等分散であると仮定すると、二つの分布が重なり合う割合はわずか20%に過ぎない(Cohen, 1988)。

この分布の違いの原因を、一つに特定することは難しい。上申書と「日記」の著者の違いも可能性としては考えられるが、それ以上の言明を定量的分析の結果だけから導出することは危険だろう。続いて行なわれる、定性的分析の結果と併せて、最後に再び検討することにしよう。

〔上申書と「日記」で比較すべき点 一定性的分析一〕

定量的分析に続いて「日記」を定性的に分析した結果、次の1から5に示すような被告人に特徴的な「文体」を抽出することができた。

1. 理由の表現
2. false start 文
3. 行為主体の交代の不明示
4. 表現の反復
5. 敬語の不適切な使用

これらの「文体」について、上申書のなかにそれらが見い出せるのか、別の「文体」が現われているのかを、以下で分析していく。

1. 「理由文」の比較

上申書にも「日記」にも、ある事象の理由を述べ立てる文（「理由文」）が存在する。表A-1はその一覧である。上申書では、いずれの文においても、文頭と文末で呼応関係が成立している。「理由文」における呼応関係の成立という点から、まず上申書と「日記」を比較対照してみよう。

(1) 「日記」と上申書における「理由文」の十全さ

「理由文」における呼応とは、文頭に「理由文」であることを表示する語（「なぜなら」「どうして」など）が存在する場合、あるいは理由を述べ立てる文であることを表示する主語（「…した理由は」「…の訳は」など）が使われている場合に、文末が「から」で結ばれていることを言う。

上申書における「理由文」は3つである。二つは、呼応語間に従属文と主文をはさんでいる。残りの一つは原因事象を示す主語と理由を示す述語の間に、別の述語が介在する「入れ子文」である。構文としては単純ではないが、いずれも文頭と文末で十全な呼応関係が成立している。

一方日記には9の「理由文」が存在する。十全な呼応を見せているものはそのうちの7文で、残りの2文は呼応不全に終わっている。

(2) 「日記」において十全と不全とを分かつ原因は何か

呼応の十全と不全を分かつ原因は何であろうか。第一に、呼応語間の距離が考えられる。距離を文節数によって計測したのが表A-2である。不全を見せている「日記」の2文の距離は中程度であり、これより大きい文、これより小さい文で呼応が成立していることを考えると、呼応語間の距離は十全と不全を分かつ原因ではないことがわかる。

第二の原因として、構文の複雑さを考えることができよう。呼応不全の1/9・16文、1/18・6文は「入れ子文」であり、かつ、従属文と主文を入れ子として含む、複雑な文である。十全な呼応を見せている1/12・22文、1/16・7文、1/19・3文、1/26・3文、1/26・5文にはこの様な構文の複雑さはない。構文の複雑さが呼応の不全を生み出したのであろうか。しかし1/6・12文、1/21・20文を考慮すると、この仮説は支持されない。両者とも1/9・16文、1/18・6文と同様の構文を有しているにもかかわらず、十全な呼応を見せているからである。

さてここで、もう一度上申書の「理由文」を精査して、その特徴をとらえてみよう。上申書の「理由文」は、理由づけの対象となる事象（出来事、事態）と理由が、一文のなかに含まれている。これに対して「日記」の「理由文」は9文中8文が、理由のみから成り立っている。対象となる事象は、その直前の「文」となっている（このことは表A-3に示した）。残る2「文」の一つ1/6・12文は、文中に対象となる事象を有しているが、事象と理由の順序が上申書とは逆になっている。さらに1/6・12文の直前の「文」は事象を指示する「文」であり、事象と理由が二つの「文」で分かち持たれるという傾向を有している。1/6・12文が上申書と逆の順序で、事象と理由を含んでいるのは、後に考察する被告人に特徴的な「文体」である「表現の反復」の現われと解するのが適当であろう。残る1文、1/9・16文は、上B・4文と同じ「文体」を有している。しかし1/9・16文は、呼応不全に陥っている。

(3) 「理由文」の分析から導き出される結論

以上の分析から次のことが結論づけられる。上申書と「日記」の「理由文」の「文体」には相違がある。上申書では、事象と理由が一文に同居しているのに対して、「日記」では事象と理由が二つの「文」に分かち持たれている。そして「日記」において、上申書と同じ「文体」を有した「文」が産出されたとき、呼応は不全に終わる。つまり被告人は上申書のような「文体」では、十全な「文」を産出できないのである。「理由文」に関する分析においては、上申書と「日記」の「文体」の同一性に疑問が投げかけられる。

2. false start 文の性格の違いについて

文法的な整合性を欠く要素が、文中、特に文の冒頭に生じることがある。しばしばこの要素

を排除した部分は、文法的に十全な文となっている。整合性を欠いた要素は、誤った文が産出され始めた兆候であるとみなされる。この事象を false start と言う。false start は外見的特徴を記述したに過ぎないので、その心理学的理由を追及することが、往々にして要請される。

(1) 「日記」と上申書に現われた false start 文の形態的差異

表B-1は上申書と「日記」に現われた false start 文の一覧である。上B・1の冒頭に現われた文は、「所」を「私の自宅内」と「バッグがあった」が修飾し、その「バッグ」は「Yさんが持って来られた」ものとして修飾されるという複雑な構文をなしている。またこの部分だけをとってみれば、文法的な誤りは生じていない。これに対して「日記」の false start 文はどうであろうか。表B-1を見ればわかるように、「日記」における false start 文はすべて短く、語数も少ない。複雑な構文も有していない。ほとんどすべてが単語+助詞「は」の形態である。外見的には述語の伴わない主語のように思われる。この事態を「孤立した主語」と表現しておこう。

上申書と「日記」における false start 文は、その形態が異なること。一方に生じたものは他方には生じていないこと、が明らかとなった。形態的な差異が、異なる心理機構によって生じるものであることを次に考察しよう。その際援用されるのは、微視発生という概念である(Werner & Kaplan, 1963; Wertsch, 1985)。

(2) 言語産出における微視発生

思想から言語への転換(言語産出)は論理的・形式的な翻訳ではない。語るべきものは思想のなかですでに語られているのではなく、言語産出という現実の行為のなかで漸次形成、構築されるのである。比較的短時間内に生じる、このような創発的過程を微視発生と言う。

思想から言語への微視発生過程は、「未分化・一体」的な動機から「分化・統合」的言語形式への展開過程と言うこともできる。我々が産出する発話や文はこの展開過程のどこかに位置付けられる。十全に展開され、文法的誤りのない文ばかりを、我々は産出する訳ではない。たとえば、危険な事態が目前に迫り、緊急の注意を同行者にうながす必要が生じた場合、「車!」、「危ない!」、「後ろ!」、「来た!」といった凝縮された発話を、我々は産出する。時間的余裕ももう少しあれば、「車が後ろから来たから危ないよ」のようになるであろう。このように、同種の思想に基づいていても、分化・統合の程度の高低差が発話には現われる。

思想から言語への微視発生過程は、一方向的なものではなく、循環的なものであることにも留意が必要である。我々はしばしば話しながら考える。また書くべき動機があっても、文法的に十全な文章や気のきいた言葉が最初から産出できる訳ではない。文を産出しながら推敲を加えることで、動機に形を与えていく。「未分化・一体」から「分化・統合」への微視発生は、沈黙のうちに達成されるのではなく、言語化によって駆動されながら進むのである。台本なしの即興的なスピーチを依頼された場合や、構想を立てないままに書き出した文章の推敲過程に、このような微視発生をみることができる。このような微視発生の途上で登場する発話は往々に

して、文法的には正しくない、あるいは文法的に不要な表現を含む。しかしそれは、微視発生過程の駆動という心理学的な意義を有している。

(3) false start 文産出の背後にある微視発生過程

上申書、「日記」にあらわれた false start 文を微視発生という観点から考察してみよう。上 B・1 の冒頭に現われた文は、「所」を「私の自宅内」と「バッグがあった」が修飾し、その「バッグ」は「Y さんが持って来られた」ものとして修飾されるという複雑な構文をなし、かつこの部分だけをとってみれば、文法的な誤りは生じていない。このことから、冒頭の文は「分化・統合」が十分進んだ段階であると考えられる。これに対して「日記」の false start 文はどうか。ほとんどすべてが単語＋助詞「は」、すなわち「孤立した主語」の形態をとっている。これは、被告人の文産出における微視発生について、何を物語るのであろうか。

「孤立した主語」を除いた部分は、比較的十全な展開を見せた文となっており、表現されている内容もほぼ明瞭である。この内容と「孤立した主語」はどのような関係にあるのだろうか。

「孤立した主語」を主語として、展開された部分の内容と同様の内容が語られている「文」を複数見い出すことができる。これらと「日記」に現われた false start 文との対照を二つ表 B-2 に示した。「孤立した主語」がどのように展開されるべき内容を有するかは、対照となる「文」によって推測される。対照となる「文」は、「孤立した主語」を含み、かつ false start 文における展開されている部分と同内容を含んでいる。あるいは展開されている部分に関連する文脈で語られている。

このような分析から、次の二点が指摘できる。「孤立した主語」は別の場所では、文法的に十全な「文」の主語になっていること。そのような十全な「文」は、「孤立した主語」が混入していた「文」と内容的に同様、あるいは関連を持つものであること。この二点である。ここから推測するに、「孤立した主語」は、本来それを主語としてある「文」が展開されるべきところが、未分化なままにとどまったもの。背後に展開されるべき思想を背負いながら、展開が未分化にとどまったものであろう。その原因としては、別の思想が展開されて文法的に完結した「文」が産出されてしまい、「孤立した主語」の背後にある思想が展開される余地がなくなってしまったのだと考えられる。

(4) 上申書と「日記」における微視発生過程の違い

「日記」の分析から、被告人の文産出過程に存在する微視発生を特徴づけることができたように思われる。この微視発生は、上申書に現われた微視発生とは性格を異にしている。すなわち、「思想が未分化のまま、『孤立した主語』の形で産出され、放棄される」ような「日記」の微視発生に対して、上申書で見い出された微視発生は「十分に展開された上で産出され、後続して展開される文とは無関係な形で放棄される」ような形態であった。

以上のように、上申書と「日記」は、「文体」上の差異とともに、心理的機構上の差異をも有することが明らかとなった。

3. 行為主体の交代について

複数の行為主体が相互交渉することがある。上申書で言えば、被告人とY。「日記」で言えば、被告人と刑事、あるいは検事である。二者は犯行場面(もし被告人が犯行を犯していれば、の話である)、あるいは取り調べ場面で、さまざまな身体的、言語的交渉を有していると考えられる。

二者の交渉事態はどのように表現されているのであろうか。各「文」を、行為主体とその行為の呼応の十全さという点から分析してみよう。行為が明示されているとき、その行為の主体がとった行為として、文法上正しく表現されている。このとき十全な呼応があると言う。複数の行為主体が存在するとき、しばしば文中で主体交代が生じる。この交代と呼応して行為の表現も文法的に正しく移行しているかどうか、特に着目したい。

(1) 「行為表現不全」と「主体交代不明示」

まず上申書における被告人とYの交渉について見てみよう。主体交代は3つの「文」(上A・3, 上A・7, 上A・9)にみられたが、各々の主体に相応する行為が文法的に正しく表現されている。行為主体の交代がない「文」についても、主体と行為の呼応は文法的に十全である。

「日記」において、被告人と刑事、検事の交渉が語られている「文」をみると、上申書にはなかった特徴が散見された。それは、主体と行為の呼応不全である。より特定して言うならば、主体の能動的行為が表現されるべきところで受動的表現が使われたり、逆に主体の受動的行為が表現されるべきところで能動的表現が使われたりするのである。さらに、行為に呼応すべき主体が明示されていないことがある。前者を「行為表現不全」、後者を「主体交代不明示」と呼んでおこう。「行為表現不全」は17の、「主体交代不明示」は1つの、そして両者の混合形態が5つの「文」に見られた。表C-1はそれらの代表例である。もちろん「日記」にも、被告人と刑事、検事との交渉が十全に表現された「文」が存在する。表C-2はその代表例である。そのような「文」は、「Aが××と言うとBが〇〇する」型、「Aが××のでBが〇〇する」型の、ほぼ二つのタイプに分類することができた。

(2) 日記における「主体交代不明示」の頻度

「主体交代不明示」は、「日記」では6ケース存在した。「Aが××と言うとBが〇〇する」型、「Aが××のでBが〇〇する」型はこの中にはない。「日記」で主体交代が明示されている「文」は28ケース存在した。そのうち「Aが××と言うとBが〇〇する」型が19ケース、「Aが××のでBが〇〇する」型は6ケース、その他が3ケースであった。「Aが××と言うとBが〇〇する」型、「Aが××のでBが〇〇する」型を含めて考えると、「日記」において主体交代不明示が生じる割合は、17.7% (34ケース中6ケース)であった。しかしこれらの型を含めない場合には、主体交代不明示が生じる割合は66.7% (9ケース中6ケース)へと大きく増加した。

(3) 上申書における「主体交代不明示」の低頻度は何を物語るか

上申書において主体交代が生じていた文は3ケースであった。この内1ケースが「Aが××のでBが〇〇する」型（上A・7）、1ケースが1/19・6と同型の「Aが××するとBが〇〇する」型（上A・9）である。上申書が被告人の執筆であり、同じ比率で「主体交代不明示」が生じるとしても、上申書での期待値は1ケースを下回る。実際の上申書のなかに「主体交代不明示」は生じていなくとも、この数字からすれば納得のいく現実ではある。

もっとも、上申書において「主体交代」の発生頻度が少ないことは、上申書と「日記」が同一人物の作成したものであるのか、それとも同一人物が作成したとは言えないのかに関する判断を、そもそも困難にする。なぜなら、期待値による判断が有効なのは、事象の発生頻度がある程度高い場合である。たとえば、サイコロのある目の出現する確率の期待値は6分の1であるが、サイコロをふる試行回数が少なければ、ある目が実際に出了た確率が期待値から大きくはずれることはしばしばあり得る。同様の事態が、主体交代に関する分析にもあてはまる。したがってここでの分析から言い得るのは、次のような結論である。主体交代に関する分析によって、上申書と「日記」の作者が同一か否かの判断は保留されたのであり、決して両文書が同一人物の手によるものであることが積極的に肯定された訳ではない。

4. 表現の反復

被告人の「日記」には、同一表現の反復がしばしば見られる。表D-1はその代表例である。

(1) 反復の形態

反復はいくつかのタイプ、すなわち「行為反復型」「名詞反復型」「副詞句反復型」に分けることができた。「行為反復型」は反復される動詞によってさらに、「言う－言う型」「書く－書く型」「思う－思う型」に分類できた。表D-1にその代表例を示す。

さらに別の視点から表現の反復を分類し、代表例を掲載したものが表D-2である。このような分類によって、ほとんどすべての「行為反復型」は、後続する文（特に発言や記述の引用）のリードとなる行為が、後に反復される「リード反復型」であることがわかった。

(2) 上申書にはなぜ表現の反復が生じないのか

上申書には表現の反復は現われていない。理由の一つとして、「行為反復・リード反復型」を許すような文が産出されていないことが考えられる。この型の文は、リードによって導かれる他者の発言や文書の記述を必要とする。上申書のなかには、他者の発言や文書の引用は現われていない。表現の反復が生じなかったのは、発言や文書の引用という表現が用いられていないことに起因するかもしれない。もしそうであれば、被告人に特徴的な文体として「発言・文書の引用」があり、それが上申書には現われていないから、表現の反復も見い出すことができなかったと言うことができよう。

「発言・文書の引用」がなぜ上申書に生じていないのか。ここにも上申書への被告人以外の

者の関与が疑われる余地があるが、あくまで可能性にとどまる。

5. 敬語の不適切な使用

被告人はしばしば敬語、あるいは敬語表現を用いる。上申書と「日記」における敬語および敬語表現を調べてみよう。

(1) 上申書における敬語

表E-1は、上申書における敬語、敬語表現の一覧である。上申書では4ケースに敬語の使用が認められる。いずれもYが主語である。上A・3、上A・7の敬語は適切な用法である。上A・4、上A・6の「お教えてもらいました」は敬語の形としては正規ではないが、ここでは敬語的表現と考えたい。Yと被告人の関係（年齢的なもの）からして、主語「Y」に対し、敬語、敬語表現が用いられるのは適切と言い得ると判断したからである。

(2) 「日記」における敬語表現

「日記」の敬語表現は、上申書と異質である。刑事に対して被告人は敬語を用いることがある。たとえば「すると刑事さんが電話に出られました」（1/4・5）「そして刑事さんがちつと聞きたいことがあるのでこれから言う質問に答えてほしいと言われました」（1/4・6）のようにである。この時点で被告人は、刑事から手厳しい取り調べを受けておらず、刑事に対する一般的な感情として敬語を用いることは適当と考えられる。刑事に対して、敬称「さん」が使われていることからそのことは明らかである。

しかし被告人の「日記」で奇妙なのは、刑事からさまざまな圧力をかけられ、いわれのない罪に問われたのちも、刑事に対する敬語がみられる点である。表E-2に、「日記」で用いられた奇妙な敬語の一覧を示した。前後の「文」で、刑事を非難する記述をしているにもかかわらず、敬語の使用が認められる。たとえば「ぼくは本当にこのような気分やの刑事は大きらいです。自分が気分がいい時にはいつもにこにこしておられます」（1/18・7-8）のようにである。

もっとも、刑事に対して一貫して敬語が用いられている訳ではない。このことから被告人の行為表現においては、敬語表現が常体表現と区別されずに用いられることがあると推察できるかも知れない。上申書にはこのような混同が見られない点では、二つの文書の作者の同一性に疑問が投げかけられる。しかし上申書では、行為の主語となる人物が被告人とYに限定されており、正規の敬語使用からの逸脱を検討する状況にない。したがって、上申書と「日記」の作者の同一性の問題に関しては、判断を保留した方が無難であろう。

【分析のまとめ】

上申書と「日記」の作者が異なるのではないかという可能性を、定量的、定性的分析によって検討した。

定量的分析では、「文」を構成する文節数の頻度分布において、上申書と「日記」には大きな違いがあることが明らかとなった。

続く定性的分析では、まず被告人に特徴的な「文体」として5つの特徴が「日記」から抽出された。そのうち二つ、「理由の表現」「false start 文」において、被告人に特徴的な「文体」と上申書の「文体」が異なることが発見された。この結果は、上申書と「日記」の作者の非同一性を、あるいは上申書に被告人以外の関与があることを示唆する。残りの三つの「文体」については、低発生頻度と期待値にまつわる問題、被告人に特徴的な「文体」が発生する「文」タイプの欠如、被告人に特徴的な「文体」が発生する状況の欠如といった上申書の性格によって、作者の同一性に関する結論を保留せざるを得なかった。しかしそのような場合でも、同一性を積極的に支持する証拠は得られなかったことを付言しておく。

完全ではないが、著者の同一性が疑われるデータがいくつか存在することから、本論文は、上申書と「日記」の作者の同一性を主張することは危険であると判断し、むしろ上申書に被告人以外の者の関与がみられる可能性を主張したい。

付 記

この研究は、平成11年度 札幌学院大学研究促進奨励金（研究課題番号 SGUS9919800810）の補助を受けたものである。

[引用文献]

- Cohen, J. 1988 *Statistical power analysis for the behavioral sciences* (second edition). Hillsdale, New Jersey: Lawrence Erlbaum.
- 原聰 1996 供述分析—体験への侵入 佐々木正人（編）*想起のフィールド* 新曜社, pp.155-188.
- 原聰・高木光太郎・松島恵介 1997 対話特性に基づく心理学的供述分析（下）—足利事件 被告人Sの公判調書を素材として— *駿河台大学論叢*, 14, 109-176.
- 松島恵介 1998 供述心理学の視点（2）—体験語りの文体 体験性の可視化— *日本心理学会第62回大会発表論文集*, 8.
- 森 直久 近刊 共同で思い出す：目撃証言における共同想起 一瀬敬一郎（編）*目撃証言の法と心理学* 北大路書房.
- 高木光太郎 1996 身構えの回復 佐々木正人（編）*想起のフィールド* 新曜社, pp.219-240.
- Werner, H. & Kaplan, B. 1963 *Symbol formation: An organismic-developmental approach to language and the expression of thought*. New York: Wiley.
- Wertsch, J. V. 1985 *Vygotsky and the social formation of mind*. Cambridge: Harvard University Press.

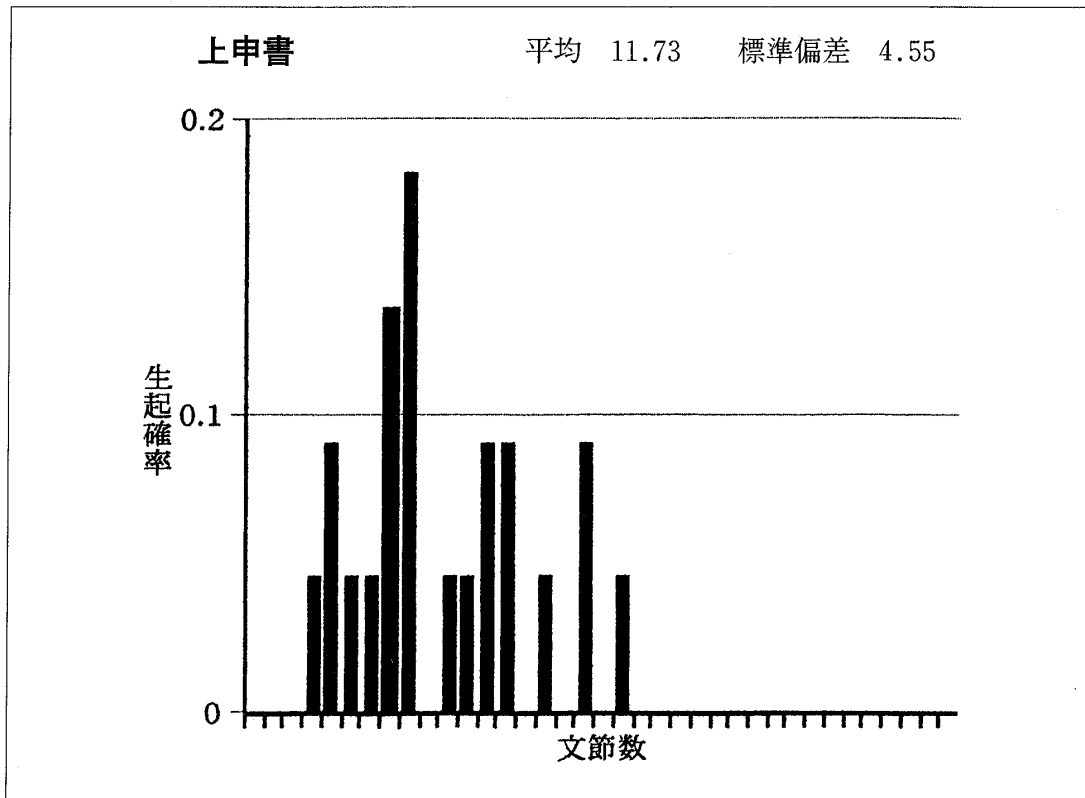
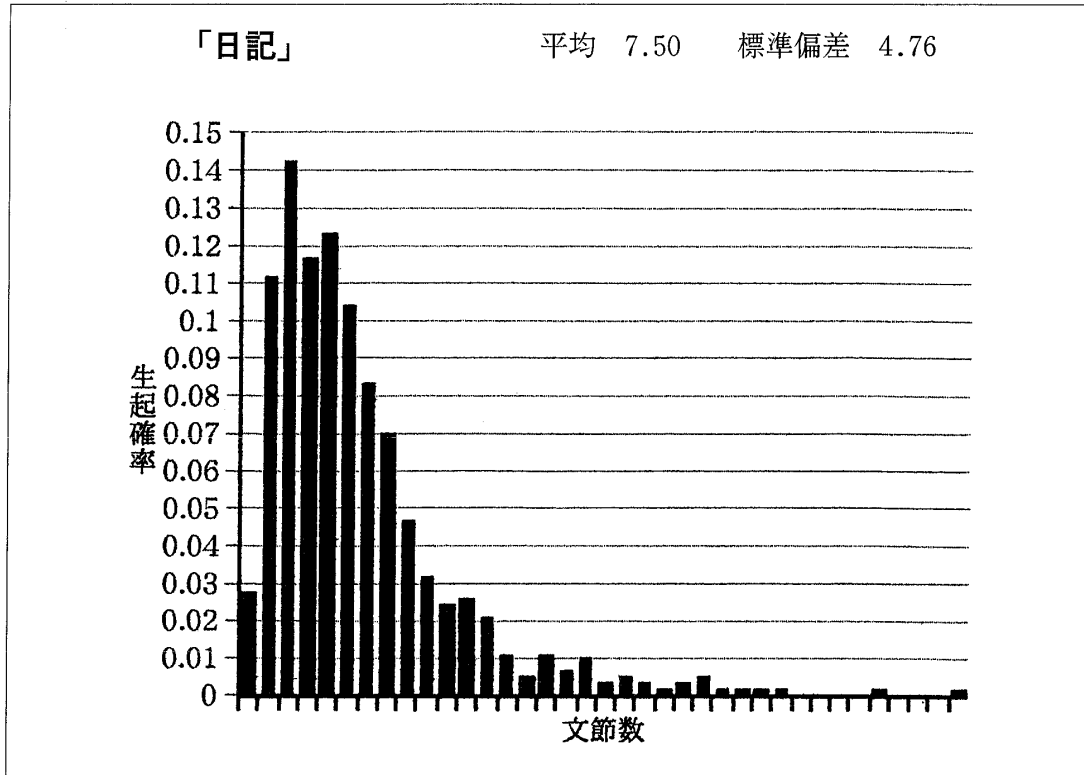


図1 「日記」および上申書の確率分布

表A-1. 「理由文」における呼応について

上申書に見られる「理由文」と呼応

「どうしてYさんをころしたかと言いますとYさんをころしてよきんつうちょうを取って銀行からお金を下ろしてやろうと思ったからです」(上A・2)

「私がどうしてしようじきに刑事さんに話をする気持ちになったかと言うことですがそれは私の良心がありYさんにじょうぶつしてもらいたかったからです」(上A・15)

「私がつうちょうやいんかんをもっていた理由は今日の給料をもう一度振り込み後に下ろそうと思っていたからです」(上B・4)

「日記」に見られる「理由文」と呼応

1. 十全な呼応

「なぜなら刑事に何をされるかわからないからです」(1/12・22)

「だって本当のことですから」(1/16・7)

「なぜなら今日は刑事からどんなことをされるのかと思うからです」(1/19・3)

「なぜなら結果が出る日だからです」(1/26・3)

「なぜならほくにとつて人生で始めてのけいけんだからです」(1/26・5)

「なぜならほくはYさんを殺してないのに刑事がほくに無理やり書かせて上しん書どおりに物事をもって行き棧橋などではたくさんの人目につかされたからほくは棧橋などにはたくさんの知っている人がいたのですごくはずかしかったです」(1/6・12)

「なぜならほくの言うことは何も聞いてくれずに自分が言ってることがすべて正しくてもしほくがちがうと言うと態度にすぐ出るから長所もすべてそうです」(1/21・20)

2. 呼応不全

「名前としいんをしたわけは刑事がほくの後ろにいてほくに無理やりさせられました」(1/9・16)

「なぜなら刑事はほくの言うことは何も聞いてくれなくて刑事が自分が思いついたままに長所を書れてしまいました」(1/18・6)

表A-2. 呼応語間の距離

上申書

1. 呼応十全

呼応語間距離 (文節数)

上A・2	11
上A・15	13
上B・4	5

2. 呼応不全

なし

「日記」

1. 呼応十全

呼応語間距離 (文節数)

1 / 6・12	14
1 / 12・22	3
1 / 16・7	1
1 / 19・3	4
1 / 21・20	14
1 / 26・3	2
1 / 26・5	4

2. 呼応不全

呼応語間距離 (文節数)

1 / 9・16	6
1 / 18・6	11

表A-3. 「日記」における「理由文」とその直前の文

「ぼくは現場けんしょうの時にすごくはずかしかったです。なぜならぼくはYさんを殺してないのに刑事がぼくに無理やり書かせて上しん書どおりに物事をもって行き 棧橋などではたかさんの人目につかされたからぼくは棧橋などにはたかさんの知っている人がいたのですごくはずかしかったです」(1/6・11-12)

「ぼくはそれでもすごくこわかったです。なぜなら刑事に何をされるかわからないからです」(1/12・21-22)

「ぼくは心ろの中ではぼくは本当はYさんを殺してないよといつも言ってます。だって本当のことですから」(1/16・6-7)

「ぼくはもお何が何んだかわからなくなつてしまいました。なぜなら刑事はぼくの言うことは何も聞いてくれなくて刑事が自分が思いついたままに長所を書れてしまいました」(1/18・5-6)

「ぼくは刑事に毎日会うのがものすごくこわくてしようがありません。なぜなら今日は刑事からどんなことをされるのかと思うからです」(1/19・2-3)

「ぼくが自由になれたらこの刑事を一生うらんでやります。なぜならぼくの言うことは何も聞いてくれずに自分が言ってることがすべて正しくてもしぼくがちがうと言うと体度にすぐ出るから長所もすべてそうです」(1/21・19-20)

「だからぼくは今日は朝からすごくいらいらしてました。なぜなら結果が出る日だからです」(1/26・2-3)

「ぼくはどんな結果が出るのかがすごく心配でした。なぜならぼくにとって人生で初めてのけいけんだからです」(1/26・4-5)

表B-1. 上申書と「日記」における false start 文

上申書における false start 文

「私の自宅内でYさんが持って来られたバッグがあつた所とYさんをころした後このバッグの中からつうちようやいんかんをぬすんで銀行に行きYさんになりすましよきんをおろしました」(上B・1)

「日記」における false start 文

「そして今日の昼からはぼくは刑事がぼくに書かせた上しん書どおり現場けんしょうがありました」(1/6・2)

「ぼくは自分がやってもないことを勝手に刑事の方が上しん書に書されていかにもぼくがやりましたと言わせるようにそむけて刑事がそうや…どんなしゅだんでも取ってやらされると言うことが今日のことでぼく勉強になりました」(1/6・10)

「ぼくの本当の気持はYさんはぼくは本当に殺してません」(1/7・19)

「長所はぼくは何も言ってません」(1/10・6)

「ぼくは検事さんに言ったのが本当のことで警察では作り話を長所にされました」(1/10・31)

「ぼくは本当に検事さんの長所がぼくの本当の気持ちです」(1/11・29)

「ぼくは長所は何も言ってません」(1/12・6)

「ぼくがじようだんでもYさんをころしてないと言うと刑事はどなりつけてこう言います「あんたはまだYさんがじようぶつできんのんよYさんはおほねになつとるんよ死にんに口なし言うけんのおあんたが殺してるから何でも言えるよのおYさんに悪い思わんのかあとおこつて言ます」(1/16・5)

「名前としいんはぼくはぼくが毎日書いているとおりのことです」(1/17・9)

「ぼくは検事長所が本当です」(1/18・19)

「ぼくが長所ができる時にぼくが少しでもちがうと言うと顔も変えて何を言うならというよな顔をしてぼくを刑事がにらみつけるのです」(1/20・9)

「取調べはぼくをYさんを殺してるとして調書をとられていきました」(1/23・21)

「ぼくはそれもまったくのうそです」(1/24・11)

表B-2. 「孤立した主語」の内容推測と証拠

事例1)

[false start 文]

「そして今日の昼からは**ぼくは**刑事が**ぼくに**書かせた上しん書どおり現場けんしょうがありました」(1/6・2)

[未分化部分の内容推測]

現場検証に立ち合った自分。

[推測を裏付ける資料]

「ぼくは現場けんしょうの時に**すごく**はずかしかったです」(1/6・11)

「なぜならぼくはYさんを殺してないのに刑事が**ぼくに**無理やり書かせて上しん書どおりに物事をもって行き**栈橋**などでは**たくさん**の人目につかされたからぼくは**栈橋**などには**たくさん**の知っている人がいたのです**ごく**はずかしかったです」(1/6・12)

事例2)

[false start 文]

「ぼくは自分がやってもないことを勝手に**刑事の方が**上しん書に書されていかにも**ぼくが**やりましたと言わせるようにそむけて**刑事が**そうや…**どんな**しゅだんでも取ってやらされると言うことが今日のことです**ごく**ぼく勉強になりました」(1/6・10)

[未分化部分の内容推測]

刑事があらゆる手段を使って、Fが犯人であるかのような上申書を書かせる。

[推測を裏付ける資料]

「**刑事の方が**あるていど下書きをされて**て**刑事の方が**あ**あじやろうかこうじやろうかと自分の思ったとおりの**すじ**書きをさせられました」(1/6・6)

「ぼくは自分がやってもないことを勝手に**刑事の方が**上しん書に書されていかにも**ぼくが**やりましたと言わせるようにそむけて**刑事が**そうや…**どんな**しゅだんでも取ってやらされると言うことが今日のことです**ごく**ぼく勉強になりました」(1/6・10)

「あの上申書は**ぼくが**進んでみずから書いたことになってますが**すべて**刑事が下書きをして**ぼくに**書かせたものです」(1/9・14)

「上申書も**すべて**刑事の作り話だし**ぼくも**自分からYさんを殺したとは言っていないしそれは**刑事の**でっちあげだしでっちあげでなければ無理やり上申書を書かれたのです」(1/11・17)

「**刑事さん**や**長所**のことが本当ですと書いてますがそれは上申書や**長所**は**刑事の**作り話なので**刑事が**このように書けと言つて**ぼくに**無理やり上申書を書かされました」(1/22・19)

「なぜならぼくはYさんを殺してないのに**刑事が**ぼくに無理やり書かせて上しん書どおりに物事をもって行き**栈橋**などでは**たくさん**の人目につかされたからぼくは**栈橋**などには**たくさん**の知っている人がいたのです**ごく**はずかしかったです」(1/6・12)

表C-1. 「日記」における行為表現不全と主体交代不明示

行為表現不全

「それでも**ぼくがいやだ**と言うと手をグーにしてなぐるようなかまえをしてぼくに無理やり名前としいんをさせられました」(1/7・23)

「**ぼくが一つでもYさんを殺していない**と言うと体度をがらっと変えてすごいけんまくになって**ぼくがいかに**もYさんを殺したようにされるのです」(1/9・9)

「そしてこう言います「・・・」と言ってぼくを**すごくおこりつけて**ぼくの体度が変わらないようにさせられました」(1/9・10)

「そして**ぼくが書かない**と言うと 刑事が **すごくこわくて**手をグーにするので**そして**ぼくをなぐるかまえをするのでそれと**ぼくに** すごいけんまくで **おそいかかられ**そうなので**ぼくは**こわくて名前としいんをしました」(1/9・17)

主体交代不明示

「最後に長所を毎日とられて名前を無理やり書かせてしいんをさせて**ぼくがいやだ**と言うと又いつものように**ぼくの後に**きて無理やり**いかに**も**ぼくが**長所を書きましたとばかりにさせるのです」(1/7・15)

行為表現不全かつ主体交代不明示

「そして無理やり**ぼくを殺人はん**にして**ぼくが**やりましたと**みとめ**させられました」(1/5・24)

「**いかに**もなぐろうかと**みたいな態度**をして**ぼくを**どなりつけて無理やり録音させられました」(1/23・14)

「刑事が **ぼくの背後に**立って手をグーにしてなぐりか**かられ**そうなけは**い**を感じさせられました」(1/5・28)

表C-2. 「日記」における主体交代の明示

[AがXXと言うとBが〇〇する]

「そしたら刑事さんがビデオカメラの写真ができたら見てもらうので警察に来てくれるかと言うので ほくもかんねんしてはいと言いました」(1/4・24)

「でも現象が今まだできてないので、3日うちになると言われるので ほくはいいですよと言いました」(1/4・25)

「すると刑事があんたもう一つかくしてることがあろうかと言うので ほくはもおありません自分のやつたことおすべて言ました」(1/5・14)

「すると刑事がおこってYを殺したろうかと言われましたので ほくは通帳は取ってもYさんは殺してませんと言いました」(1/5・15)

「刑事は ほくがYさんを殺してないと言ってもほくがいかにもYさんを殺したように見せてほくを殺人者にしました」(1/6・13)

「そしてほくが名前を書きませんと言うとあんたまたこの場におよんでも名前を書かんきかええかげんにせいとおこってほくに無理やり名前としいんをさせました」(1/6・23)

[AがXXのでBが〇〇する]

「刑事がほくの後ろに来て手をグーにして名前としいんをせんのならなぐろうかというようなそぶりをしましたので ほくはこわくてしいんと名前を書きました」(1/6・24)

「でも検事がほくに無理やりしいんと名前を書そうとするので ほくはいやだとねばりました」(1/14・23)

「刑事の作った長所を見ながら検事がほくの言う通りの長所を作られたので ほくはすなおに名前としいんをしました」(1/23・29)

「内容はいつもと同じで刑事の作った長所を検事がほくの言う通りの長所をすべて作ってくれたので ほくは自分から進んで名前としいんをしました」(1/25・24)

表D-1. 反復の分類

[行為反復型]

1. 「言う一言う」型

「そしたら刑事はこう言いました「何がそんなに悲しんならYさんを殺してないのなら平気なはずでYさんを殺しているからこそ悲しんじやろが」と言ます」(1/7・9)

「それを言われますとたとえぼくがYさんを殺してなくてもそんなどなるような声で言われたりするとだれだってなくよくなると思います」(1/7・10)

2. 「書く一書く」型

「しいんと名前を書いているのは刑事がすごくこわいので書きました」(1/8・5)

「長所にはきまってこお書れますこの長所は私みずから書いたもので刑事さんからどなられたうおこられたりして書いたものではありませんといかにも刑事がいいことのように書いてますがあれはまっかなうそです」(1/10・15)

3. 「思う一思う」型

「ぼくはこう思いました刑事が検事とかわっていたらなあと思っています」(1/10・33)

「ぼくはこう思いました刑事はよくもまあ毎日毎日こんなによくもまあよく長所に書くこともあるんだなあと自分ながらにかんしんしましたぼくは何も言っていないのにね」(1/13・5)

[名詞反復型]

「殺人についてもぼくは本当に殺人はしてません」(1/5・39)

「ぼくのいめいじでは検事は警察よりすごくこわいしめいじがありました」(1/10・29)

[副詞句反復型]

「ぼくが自分から進んで長所に書いてあるように自分から進んで書いたものではありません」(1/24・4)

表D-2. 行為反復型の別分類

[リード反復型]

「そしたら刑事はこう言いました「何がそんなに悲しんならYさんを殺してないのなら平気なはずでYさんを殺しているからこそ悲しんじゃろが」と言ます」(1/7・9)

「そしてこう言います「あんたまだ正じきになれんのか。Yさんに悪いと思わんのかYさんも家族がおるんどあんたがYさんの家族やったらどうや」と言ってほくをすごくおこりつけてほくの体度が変わらないようにさせられました」(1/9・10)

「ほくがじようだんでもYさんをころしてないと言うと刑事はどなりつけてこう言います「あんたはまだYさんがじようぶつできんのんよYさんはおほねになつとるんよ死にんに口なし言うけんのおあんたが殺してるから何でも言えるよのおYさんに悪いと思わんのかあとおこって言ます」(1/16・5)

表E-1. 上申書における敬語使用一覧

「私とYさんは同じフェリーに乗船して知り合ったものでYさんは平成5年11月ころにりこんし私のマンションに時々泊まりに来ておられました」(上A・3)

「Yさんが最後に家に来られたのは平成5年12月18日の午後3時ころでこの夜Yさんからつうちょうや印かんを持ち歩いている件をお教えてもらいました」(上A・4)

「それにこの通帳には今月の給料が入ることになっていることもお教えてもらいました」(上A・6)

「その後Yさんはよくじつ(19日)夜中に酒によって帰ってこられたので私が又Yさんを宇品港泊ってる石手川丸にお酒を飲もうと言ってさそいだしました」(上A・7)

表E-2. 「日記」における不適切な敬語表現

「すると刑事がおこってYを殺したろうがと言われましたので…」(1/5・15)

「そしてあんたは本当にYさんを殺してすまないという気があるのならすなおな気持ちにならんといけんわいなどといかにもぼくがYさんを殺してないのに殺したように言われて最後にはあんたにもりようしんがあろうがいそしたらそんなごうじようをはらずに反省してYさんをじようぶつさせてやれと半分なきおとしをされるのです」(1/7・7)

「刑事はぼくをいじめて長所を取ることにいかんをおぼえられてるみたいです」(1/8・2)

「刑事があるていど下書きをされてそれがそうならそれがそうなるというふうにされました」(1/8・15)

「そしてぼくが名前としいんをするのを見てよその方に行かれます」(1/8・25)

「刑事はいかにもぼくがYさんを殺しているかのようにやっておられますがぼくは殺してません」(1/11・14)

「ぼくは何をこんきよに刑事がぼくをYさん殺しのはんにんにされたのかわかりません」(1/11・16)

「それがすまないとどんなことがあつてもぼくからはなれていかれません」(1/17・12)

「自分が気分がいい時にはいつもにこにこしておられます」(1/18・8)

「刑事はぼくがYさん殺しのはんにんとして長所を取られてますがぼくはすごくめいわくです」(1/22・12)

「刑事はぼくがYさんを殺したと長所を取られてますがぼくは本当にYさんを殺してません」(1/24・26)

「そこでも刑事はぼくに書かせたりないのか刑事が刑事なりに用紙に2, 3枚書れてました」(1/26・9)

A Psychological Examination on the Author's Identity in Criminal Case Documents

MORI, Naohisa

Abstract

Regarding a robbery and murder case that occurred in Hiroshima Prefecture, the author was requested by a lawyer to examine the possibility that a third person had added to the accused's written statements to authorities in which he admitted to committing the murder. Two kinds of documents - written statements given to police and a "diary" written by the accused while in police custody - were compared and examined both quantitatively and qualitatively to determine whether both had been written by the same author. In the quantitative examination, the two documents were compared in terms of the distribution of the numbers of paragraphs in each text. This examination showed that the difference of the mean numbers of paragraphs was about 4 paragraphs and that the overlapping of the two distributions was as little as 20%. The qualitative examination revealed five kinds of characteristic "styles of writing" in the accused's "diary". In two of the five stylistic features ("explanatory style" and "false start sentences"), differences were found between the two kinds of documents. In the remaining three ("invisible turn of the agents", "expressional repetition" and "inappropriate use of honorific words") no differences were detected, although no proof supporting the author's identity was found. The results of these examinations suggest the possibility of third person involvement in the accused's written statements and it cannot be concluded that the author of the two documents is the same.

Key words: Criminal case, Psychological examination, Style of writing

(もり なおひさ 人文学部講師 社会認知心理学専攻)